

陳情番号	陳情第5号
件名	地域での組織的な嫌がらせ、いじめのない安全安心まちづくりを目的とする迷惑行為防止条例違反の周知活動を求める陳情
受付年月日	令和6年2月9日
回付委員会	厚生委員会
<p>(陳情要旨)</p> <p>2019年末の新型コロナウイルス感染症発生は私たちの生活を一変させた。それは家族、地域、職場で人のつながりを断ち、長く続く不況と相まって日々の安全、安心な暮らしを脅かすこととなった。</p> <p>地域で密を避け、行事や会合が減り、住民で地域を見守る意識や体制が弱まる中、感染拡大防止のための休業店舗・事務所荒らしや収穫前の農産物の窃盗などの犯罪が増加し治安は悪化した。経営不振による企業倒産等での自殺者増加だけでなく、長期休校などの孤独から子どもたちは不安に陥り自殺が増加し、令和3年3月には、文部科学省より自殺予防についての通知が出された。令和2年の女子高生の自殺件数は前年の2倍である。自粛により人の交流が断たれ人間関係が希薄になったことで、地域での安全安心の暮らしも難しくなった。</p> <p>昨年5月に、ようやく新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり元の生活へ戻り始めた矢先、令和6年元日に震度7の地震が石川県を襲った。災害におびえる日々を送られている被災地の皆様の御苦勞は計り知れない。</p> <p>そのような中、甚大な被害を受けられた方の多くが、「地域を離れたくない。御近所の方と一緒にだから安心して救助を待てる。」とテレビ局の取材に答えている。それまでの地域の暮らしが安全、安心だったからこそ、このようなコメントをされているのだろう。</p> <p>日本は憲法で国民が幸せに暮らす権利を保障している。それを実現するため各都道府県は、地域で安全、安心な暮らしが守られるよう「迷惑行為防止条例」などの条例を制定している。昔からその土地に住まわれる方も、新規移住の方も、地域秩序が保たれるための指針となる「迷惑行為防止条例」を知っていただき、住民が協力して「理不尽ないじめ」や「軽微な犯罪」を見逃さず対応していくことで安全、安心なまちにすることができる。</p> <p>岐阜県においては、岐阜県迷惑行為防止条例が改正（令和2年4月1日施行）され、また当団体においても昨年に引き続き岐阜市並びに近郊都市にて周知活動を継続実施しているところであるが、市民への十分な周知がなされているとはまだまだ言い難い。</p> <p>このような状況に鑑み、以下、5点の「岐阜市住民の安全・安心まちづくり活動」を岐阜市の取組として促進することを陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「迷惑行為防止条例」、「不正アクセス禁止法」など地域住民の生活を脅かす犯罪を取り締まる法や条例を紹介した啓発ポスターを公共施設等で掲示し、チラシを市の施設の玄関に設置すること。 2 中高生の犯罪抑止として公立学校に啓発ポスターを掲示すること。 3 公共施設等での「安全・安心まちづくり活動」のワークショップを開催すること。 4 被害者からの相談について公の専門機関と連携すること。 5 警視庁管内では、恋愛対象だけでなく、悪意による付きまとい行為、組織的グループでの特定人物への付きまとい行為もストーカー行為とみなし取り締まりの対象としている。岐阜県においても、悪意の感情に基づく組織的集団等によるストーカー行為も迷惑行為防止条例の対象なるよう要望すること。 <p style="text-align: right;">(資料掲載略)</p>	
結 果	令和6年3月19日 内容を了知する。